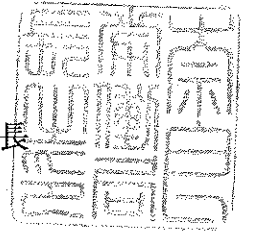


奈労発基 0224 第 1 号
令和 8 年 2 月 24 日

一般社団法人奈良県建設業協会会長 殿

奈良労働局長



「高年齢者の労働災害防止のための指針」について

労働災害の防止につきましては、平素から格別の御協力を賜わり深く感謝申し上げます。

さて、近年、高齢者の労働災害が増加傾向にあることから、令和 7 年 5 月に成立した労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 33 号)により、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)が改正され、令和 8 年 4 月から、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善等の措置が事業者の努力義務とされることとなりました。

これを受け、今般、当該措置の適切な実施のため、改正後の労働安全衛生法の規定に基づく「高年齢者の労働災害防止のための指針」が別添 1 のとおり公表され、令和 8 年 4 月 1 日から適用されることとなりました。

つきましては、貴団体におかれましても、本指針の趣旨を御理解の上、傘下の会員事業者等に対し、本指針に基づく取組の実施について周知啓発をお願いいたします。

また、職場環境改善ツールとして「エイジアクション 100 改訂版」のチェックリスト(2021 年中央労働災害防止協会、別添 2)、体力チェックの方法として、厚生労働省が作成した「転倒等リスク評価セルフチェック票」(別添 3)についても、併せて周知いただきますようお願いいたします。